

## プラザ館ネーミングライツ事業仕様書

### 1 対象施設

- (1) 【名称】プラザ館
- (2) 【所在地】上尾市柏座一丁目1番15号
- (3) 【竣工年】S62.8
- (4) 【規格】鉄筋コンクリート造 地上5階建て
- (5) 利用状況（令和3年度年間利用実績）
  - 1、2階 図書館（43,828人）
  - 2階 社会福祉協議会 火～金（1,463人（電話対応等含む））
  - 3階 市民活動支援センター（4,506人）  
※令和5年度市民活動支援センター内に駅前出張所を一時仮移転予定。
  - 4階 ワークプラザあげお（12,386人）
  - 5階 子ども家庭総合支援センター（月のみ）（令和4年度より開始）  
個別就職相談室（水のみ）（51人）  
上尾市障がい者就労支援センター（5,549人（電話対応含む））

### 2 呼称表示箇所等

- (1) 位置① 次ページ参照
- (2) サイズ①（現行）4.7m×3.4m
- (3) その他施設内案内板2箇所

※ 呼称表示については、別途協議の上、決定するものとする。

### 3 呼称を付与する期間

5年間

なお、契約期間終了以降の契約継続に関しては、優先的に交渉するものとする。

### 4 ネーミングライツ料等の納入

ネーミングライツ料等は、市が発行する納入通知書により納入するものとし、初年度分のネーミングライツ料の納入期限は年度末（3月31日）、次年度以降は各年度の年度末（3月31日）とする。

### 5 その他

#### (1) 呼称使用の制限等

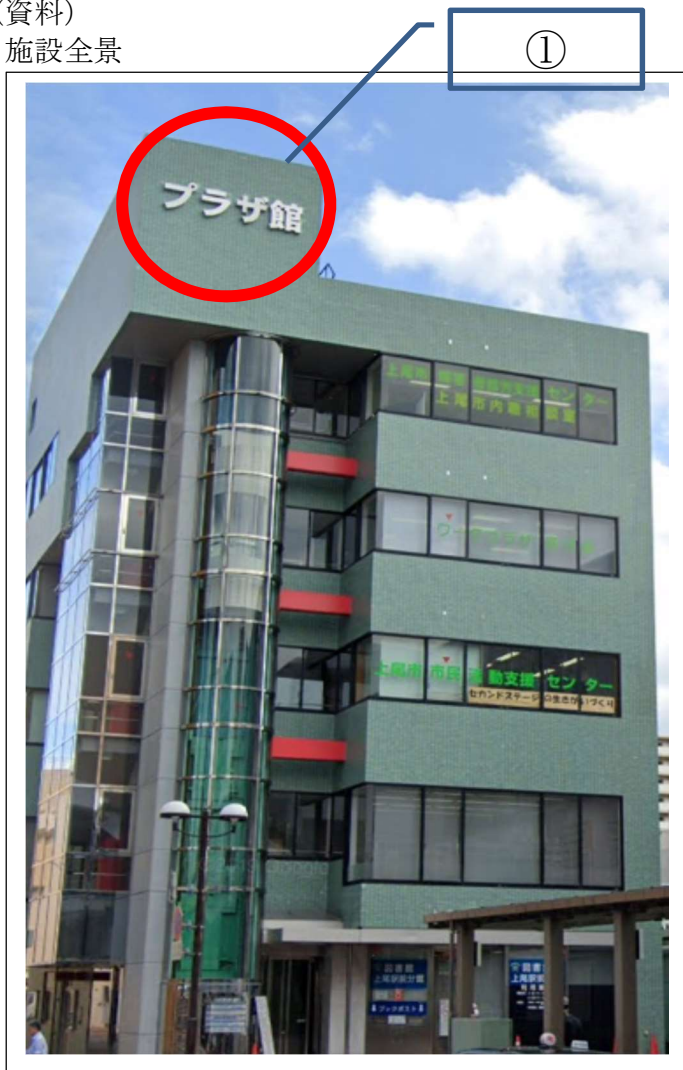
ネーミングライツ事業者と同種の事業を行う民間事業者等が利用する際、当該民間事業者等が作成する案内等に呼称を使用しないことを認める場合がある。

#### (2) 施設外の案内表示等

施設外の案内表示（道路標識、バスの案内表示等）に係る手続き等について、市は必要な協力を努めるものとする。なお、これに伴い発生する費用等についてはネーミングライツ事業者の負担とする。

また、封筒等印刷物、ホームページの表示変更については、市の負担で実施するが新規作成成分を対象とする。

(資料)  
施設全景



位置図

